

日本の近代化論と憲法学

浦田 賢治

- 一 問題の意味
- 二 日本の近代化論とその検討
- 三 憲法学の立場と近代化

一 問題の意味

「日本の近代化の統一的理解のために——憲法学の立場から」論ぜよ、というのが、わたくしに与えられた報告のテーマである。もとより、この報告は、共同研究「日本の近代化に及ぼした外国法の影響」にアプローチするための基礎作業のひとつである。けれども、この報告の直接の対象は「日本の近代化」であって、「外国法の影響」ではない。その直接の目的は「日本の近代化の統一的理解」であって、「憲法の近代化または憲法学における近代化論」の研究ではない。その直接の方法は、単に比較法学の方法ではなくて、共同研究の目的を実現しうる普遍的な社会科学の方法である。

「日本の近代化の統一的理解」というテーマは、日本近代史の重さと複雑さに規定されて、あまりにも重くかつ困

難である。この課題にこたえるためには、すくなくとも、長期かつ広汎な実証的調査研究と理論的検討の相互作業のつきかさねを通じなければならない。そうでなければ、わずかでも学問的にみのある成果を生み出すことはできないだろうと思われる。この報告では、とりあえず、最近さかんにおこなわれるようになってきた「日本の近代化」または「日本近代史の再評価」論を検討して、わたくしの立場をはっきりさせる手がかりにするにとどめなければならない。

こんにち、「日本の近代化」論は、「近代化」概念の再構成をしようとする動きにはじまっている。そのなかには、たとえば、「近代化」という概念を超歴史的、価値固定的、絶対的なものに構成しようとする経験主義的立場に立つ方法論を出して、従来の日本の社会科学の成果に代るものをつくりだそうとする試みがある。これに対しては、史的唯物論の立場から近代化を歴史的・価値発展的に把握する方法論があり、日本近代史研究の共有財産を擁護して対立している。これら二つの立場を独自に摂取しながら近代化概念を日本的に再構成しようとするのが渡辺洋三教授である。わたくしは、この報告では、とくに渡辺教授の方法論を検討したい。なぜなら、渡辺教授は、わたくしが基本的に支持する課題意識をもって、「日本の近代化」および「憲法現象における近代化」の問題に解答を与えようとしている、現在もっともすぐれた重要な論文を発表していると思うからである。これらの方法論的立場に対して、わたくしの見解をはっきりさせることが、この報告の第一の課題である。

この報告の第二の課題は、憲法学の立場を、日本の近代化を論じるのに必要な範囲で、はっきりさせることである。日本憲法の近代化を正しく把握するには、その理論的前提となる方法論が必要だからである。この報告は、この

ように、方法的検討のみに限られている。日本の近代化の実証的研究は今後の課題として残されている。

二 日本近代化論とその検討

(一) 日本の近代化論

今日、日本の近代化論の由来は、周知のように、ホール、ライシャワー、ロストーなどのアメリカとイギリスの社会学者の議論にある。^(一)したがって、今日の日本の近代化論を充分正しく理解し、これを批判するには、もとより、これらの社会学者の議論を充分に理解し批判できなければならない。しかし、この報告では、最近の日本における代表的近代化論の典型を三つあげて、その方法的性格を明らかにすることによって、わたくしの試論を提示するにとどめる。

(a) 近代化Ⅱ 広汎な人々の解放に向つての急速な深刻な社会的変化とみる説。

日本における近代化論の第一の型としてあげる必要があるのは、川島武宜氏の見解であろう。これは、わたくしは、一言でいえば、ホール論文^(二)の日本版だといつていいと思う。その特色はつぎの三点にみることができ。 (1) 経験科学の作業仮設として設定する近代化という言葉の意味を従来の日本の用語慣習上の意味とは違ったものとして構成する。つまり、日本のこれまでの社会科学が近代化という道具概念によつて明らかにしてきた成果とは違った成果を出す必要があるという目的意識をもっている。^(三) (2) 近代化概念を構成するにあつて、それをいくつかの基準(たとえば、労働生産力の増大と公正な分配・個人の行動選択の拡大と相互作用の可能性・力の支配の国家独占とイニシアティブ

の可能性と普遍主義の貫徹・思想文化での合理主義）によって表現するのであって、その根本的な指標としては「広汎な人々の解放（ひろい意味での）に向つての急速な社会的変化」をあげるだけである。^{（四）}（3）比較の可能と必要の論拠を歴史的過程における共通した大きな方向づけの存在と人類幸福の道の予見に求めている。^{（五）}

このような特色をもつ川島教授の説について、わたくしは、つぎのような注意をする必要があると思う。（1）従来の用語慣習上の意味を排除し、従来の社会科学の諸成果とは異つた成果を出そうとしている問題提起者の発想そのものが問題である。それは今日の近代化論の現われかたをみればわかるように、各人各様の近代化概念を乱立させている。たとえば、この共同研究者についてみただけでも、あるいは、近代化とは「近代への指向（人間⇕自我の発見）」に始まり、「近代への移行…自我と社会との対決（自我の確認・確立―防衛―拡充）」に至るとされ、あるいは、思想における近代化は人為の論理の貫徹であるというようにとらえられている。このような川島教授またはその系統に属する方法論に影響された共同研究者は、今後おそらく、各法分野、各方法的立場に応じて、各人各様の近代化のイメージを描きだそうとするだろう。それは、実は、後述するように、封建制から資本制への史的展開過程における民主主義的実践のための課題とか、資本制から社会主義への移行期における階級闘争の問題等々の、従来の社会科学で問題にしてきた方法論にとつて代ろうと意図するものではなからうか。（2）この方法論に立つ近代化概念が学問的作業にたえうる理論的概念でありうるかどうか問題であらう。それは学問的原理たりうる根本的範疇を立てることなしに、近代化概念を構成する小基準をたて、その総合として近代化という単一概念をつくりあげようとしているのだから、学問の原理的統一性に乏しい超歴史的概念に終るのではないか。（3）この近代化概念は、だれの・なにによる

・なにかの解放かという問題を直接の課題としていないようにみえる。それは、実は、その近代化の主体が前提としてきまっているからである。いうまでもなく、現体制の支持者である。したがって、体制支持者の交代なしの近代化概念の構成は、その体制を維持するための問題を作業仮設概念の構成のキメ手にしている。きわめて体制維持のための価値評価的概念にならざるをえない。このような特色をもつ近代化概念の構成方法論は、川島教授も認めているように、ホール論文の日本版としての性格と機能をもつものである。

(b) 近代化＝封建的あるいはそれ以前の経済、政治、社会関係、文化等々を一掃し、これに代って資本主義の生産関係とその上部構造をつくりあげることとみる説。

これは井上清教授の見解である。教授の自認するように、ひとつの史的唯物論の立場であって、前掲の川島教授の見解と対立している。この見解の特徴をつぎの三点からとらえてみよう。(1) 近代化概念を歴史的範疇としてとらえる立場と超歴史的範疇としてとらえる立場とを区別すべきであって、近代化概念は決して超歴史的範疇でありえない歴史的範疇である。この歴史的範疇としての近代化概念は資本主義の生産関係と上部構造をつくりあげることだといふ。(2) したがって近代化を論じるさいは、資本主義の歴史的進歩性、すなわち封建制の経済、政治、社会関係、文化等の一掃とともに、資本主義の歴史的限界性、すなわちブルジョア的近代につきものの侵略戦争や貧富の拡大や人間疎外の深化等をも明らかにしなければならないといふ。(3) 近代化がこのようなものであるならば、資本主義化と区別される社会主義建設は、前述の近代化と区別して、単に工業化とか技術革新過程とかさらには社会主義化というほうがよいとする。

この三点について、わたくしは、つぎのように考える。（１）については、前述のとおり、近代化を歴史的範疇としてとらえるのに賛成である。また、近代化を封建的諸関係の一掃と資本主義的諸関係の形成ととらえるのにも賛成である。ただし、史的唯物論に立つ見解は、井上教授の論文をもってしても、超歴史的範疇として近代化概念を構成する立場に対してこれを克服する有効な方法論的批判をまだしていないのではなからうか。（２）については、近代化の歴史的限界性を指摘するのは正当だと思う。けれども、さらに進んで歴史的限界性を克服する将来の展望を示すような概念が社会科学の方法論として提言される必要があるだろう。（３）したがって、資本主義化を意味する近代化の歴史的限界性を明示するために、社会主義化を意味する現代化という概念を提出し、近代化という概念と区別して使用することを提言したい（後述）。

（c） 三つの近代化概念、すなわち、（イ）古典的ヨーロッパ的近代化、（ロ）現代的アジア・アフリカの近代化、（ハ）日本的近代化を区別する説。

これは渡辺洋三教授の説である。この見解は、今日の日本の近代化論でもっとも注目すべき重要なものであると思う。したがって、この見解を近代化論のなかに正しく位置づける作業が必要である。この見解は、前にあげた（a）ホル論文の日本版ともいべき説と（b）史的唯物論に立つ説との中間に位置し、両者の混合的変型ともいべき性格をもち、両者に対し相対的に独自の機能をもっている、とわたくしは考える。渡辺教授はいう。「近代化ということは、前近代的秩序の解体という消極的目標としては、すべての国、すべての時代において共通である。しかし、解体したあと、いかなる秩序をうちたてるかということ、すなわち『近代』の内容の積極的プログラムとしては、いかなる共

通性をもふくまない。『近代』の内容は、それぞれの国の、それぞれの時代の『近代化』の歴史的條件によつてのみ決定される。日本の近代化は、いちはやく資本の支配のもとですめられたヨーロッパ型近代化ともちがい、また、ひとえに資本（外国資本を含む）に対抗してすめられつつあるアジア型近代化ともちがい、まさに、資本の側からの近代化と資本に対抗する人民の側からの近代化とが交りあつて複雑な展開をとげてきた点に特徴がある。」と。

この見解は、一方において、近代化という言葉の意味を前近代的秩序の解体という消極目標としては実体概念としてとらえる、いいかえれば反封建という意味ではあらゆる国と時代に共通であるにとらえる歴史観をとらうとしている点で、井上教授と共通のものがある。また、他方において、近代化という概念は、前近代的秩序に代えてどのような秩序をうちたてるかという積極的プログラムとしてはいかなる共通性をもふくまないととらえる方法的立場に影響されている点で、川島教授と共通のものがある。^(一〇)しかし、『近代』の内容は、それぞれの国の、それぞれの時代の『近代化』の歴史的條件によつてのみ決定される」という立場をうちだし、三つの近代化概念において資本の法則の貫徹も、資本の支配の否定も、さらに、資本の支配と人民の対抗の交錯も、ともに「近代化」という枠組みでくくろうとしている点で、前の二つの説を混合的に変型している、とわたしは考える。渡辺教授のこの見解について、わたしは、つぎの二つの疑問をもっている。(一) 近代化という用語とその機能について。『資本の法則の支配（貫徹）』と『資本の法則の否定（対抗）』という歴史の時代を分けるほどに異質な概念（意味）をどちらも近代化という言葉（記号）で表わすことが科学用語として可能であるか。可能だとすれば、両者に共通な意味内容（たとえば工業化とか合理化）をもっている限りにおいてであろう。また、かりに可能だとすると、異なる三つの概念を一つの言葉で表

現するから、どの概念が意味されているのかという機能上の混乱を生じやすいのではなからうか。（２）三つの近代化概念の内的関連について。たとえば、日本のあるべき近代化コースはなにかという問題を明らかにするには、日本の近代化の認識が必要である。渡辺教授によれば、第一の近代化コース『ブルジョア民主主義諸原理の定着というものが用いられ、これを尺度として明治憲法は前近代的であり昭和憲法は近代的だと認識される。この認識を土台として日本のあるべき近代化コースをどうとらえるべきかという実践的作業では、第三の近代化コース『資本の支配とそれに対する人民の対抗ということを基軸にすえる。ここで問題なのは、このような認識のための概念と実践のための概念が二本足でたっていること、しかもこの二本足で立っている近代化概念の内的関連が明らかでないことである。』^(一)このことは、したがって、日本のあるべき近代化コースを明示する近代化概念をはっきりさせないという限界を示しているのではなからうか。つぎに、近代化についてのわたくしの考えかたを示そう。

（一）なかでも、J・W・ホール、日本の近代化―概念構成の諸問題―、思想・一九六一・一、四〇―八頁。W・W・ロストウ、経済成長の諸段階、木村健康・久保まち子・村上泰亮訳、一九六一、ダイヤモンド社。原書は、W. W. Rostow, The Stages of Economic Growth. A Non-Communist Manifesto, 1960, Cambridge Univ. Press. のロストウ理論を中心にして日本の学者が日本経済の近代化について論じたものに、日本文化フォーラム編・ロストウ理論と日本経済の近代化・一九六二・春秋社がある。E・O・ライシャワー、近代史の新しい見方（英和対照）・羽染竹一訳、一九六四・原書房。なお、それ以前に逆る研究の動向と文献については、参照、正田健一郎、アメリカにおける日本近代化の研究動向、早稲田政治経済学雑誌第一八七号、一九六四・六・一、二五―五〇頁。

これと相前後して日本人学者によって書かれた論文・評論・座談会は、私の眼にふれたものだけでもつぎのものがある。

蠟山政道、日本の近代化と福祉国家の建設、中央公論・一九六一・八、二六—三九頁。近藤邦康、「近代化」と民族——中国のばあい——思想・一九六二・四、一〇—一九頁。升味準之助、政治的近代化、思想・一九六二・四、二〇—一九頁。林房雄、大東亜戦争肯定論、中央公論・一九六三・九、一〇、一一、一二、六四・四、五、六、七、八。福田恒存、日本近代化試験、文芸春秋、一九六三・一〇、一一、六四・二。特集「近代化」をめぐる、思想・一九六三・一一には、本稿で取扱った川島武宜、井上清、渡辺洋三の諸教授の論文のほか、田中清助、中村元、井上光晴、江口朴郎、松田智雄、隅谷三喜男、新島淳良、渡辺徳二、佐伯尚美、田原音和、松田道雄の諸氏が執筆している。武者小路公秀、近代化日本の転回点、中央公論・一九六四・三、二〇二—二二頁。中瀬寿一、「近代化」論と歴史学⁽¹⁾⁽²⁾、歴史評論・一九六四・六、一三—二三頁。六四・七、四六—五七頁。特集・近代化論登場の背景、現代の眼・一九六四・五、には、荒瀬豊氏、山崎春成氏の論文、E・ライシャワー・中村雄二郎両氏の対話、杉田正夫・津田道夫・田沼肇・清水慎三の諸氏のシンポジウムがのっている。上田耕一郎・増島宏・松下圭一の諸氏のシンポジウム、近代化論を吟味する、エコノミスト別冊、日本を支配するもの、一九六四・四・一〇、三〇—三八頁、毎日新聞社。なお、日高六郎氏は、現在使われている主な「近代化」の意味を分類して、(I)「近代化」『資本主義化』、あるいは「近代化」『市民社会・資本主義の形成』とおく理解。(II)ロストウ「理論」における「近代化」。(III)いくつかの客観的尺度をきめて、「近代化」の概念規定を行なうもの(その一典型はJ・W・ホールの三つに分けている(解釈と鑑賞別冊・現代のエスプリ・第三号・一九六三・九、一四—七頁))。

(二) J・W・ホール、前掲・四二—五頁によると、当初に氏があげたのは、①高度の都市化、②読みかき能力の普及、③高い個人所得、④広汎な社会的移動性、⑤高度の商品化と工業化、⑥マス・メディア網の浸透、⑦社会経済過程への成員の参加、⑧官僚制組織、⑨個人の環境への合理的志向の九つの諸規準で、箱根会議のち七つにつくりかえられたが、質的变化

はない。このホールの近代化概念の特徴について、荒瀬豊・近代化の主役は誰か、現代の眼・六四・五、三四―九頁は、概念の明確な規定の回避、したがって、体系構築の基点のあいまいさ、したがって、近代化イメージの乱立化という点を指摘している。

（三）川島武宜、「近代化」の意味、思想・六三・一一、三一―四頁。なお、川島教授における近代化概念の変化は独立して研究するに価すると思うが、本稿ではできなかった。参照、所有権法の理論、一九四九。日本社会の家族的構成、五〇。イデオロギーとしての家族制度、五七。近代社会と法、五九。

（四）川島、「近代化」の意味、六頁。

（五）川島・前掲・五、八頁。

（六）井上清、「近代化」への一つのアプローチ、思想・六三・一一、一〇―一二頁。

（七）井上・前掲・一一頁。

（八）井上・前掲・一六頁。

（九）渡辺洋三、憲法と現代法学、一九六三、二八一頁。

（一〇）渡辺教授の方法論の性格につき、参照、畑穰、法社会学の現状、社会科学の理論と方法、所収、一一六頁、一九六四、早大出版部。

（一一）この点に関連があると思うが、憲法の「解釈（ひとつの実践―引用者註）」と認識の関係について立ち入った方法的検討は試みられていないように見える」という批判が、小林直樹教授からなされている。憲法解釈学の若干の論点、法律時報・一九六四・九、二六頁。

（二）私見―近代化概念の歴史性・価値性・相対性

(1) 近代化とは、歴史的観点からみれば、近代という歴史過程が提出する課題を解決することである。近代史の内容は、一般的には、封建制に対する資本主義の形成・確立と帝国主義段階への移行であり、そこで提出される課題は、封建的生産関係と上部構造の解体、資本制生産関係と上部構造の形成・確立、社会主義を準備する帝国主義への展開である。この近代史の一般的内容は、特殊的には、資本主義発展の不均等性に規定されて、いくつかのグループに分かれる型をつくって展開し、さらに個別的には、各国の経済的・政治的・文化的条件等に応じて、それぞれのグループのなかでさらに型をつくって展開する。これらの個別的過程と特殊的過程の相互规定的統一である。したがって、一国の近代史の一時期的内容は、世界史的観点からみれば、封建制の解体、資本制の形成・確立、帝国主義への移行という三つの課題のどれを基本的課題にしているかによってすぐれて個別性をもつ。

(2) 近代化は、価値的観点からみれば、反封建の側面では進歩性をもち、非（または反）社会主義の側面では限界性をもっている。たとえば、生産力の急速な発展・封建的生産関係の一掃をもたらした産業革命、および封建的専制政治からの人民の解放、人民主権・市民的自由・平等の確立、独立不可分の民族国家を実現したブルジョア革命はその限りで進歩的価値をもっている。けれども、本源的蓄積段階での直接生産者と生産手段の分離、賃労働形態での搾取と人民の権利・自由・抵抗に対する抑圧（資本主義的貧困と疎外）、弱少国・民族に対する略奪・抑圧（植民地主義）および大量殺戮と消費をする帝国主義戦争は資本主義の矛盾と反価値性を示すものである。

(3) 資本主義的貧困と疎外からの解放⇨人間らしい生活と社会進歩のための民主主義闘争、植民地主義からの解放⇨民族独立闘争、および帝国主義戦争の阻止⇨平和擁護闘争という課題を提出し、解決するのは、近代ではなくて現

代である。これら現代の課題を基本的に解決するのが社会主義革命であるとするならば、現代の課題を解決することを現代化と呼ぶことにしたい。とすれば、近代化とは、まさに現代化によって歴史的にも価値的にも交代または止揚されることを必然的にされている相対的概念である、とわたくしは考える。

三 憲法学の立場と近代化

（一） 憲法学の立場

（1） 日本の近代化を憲法学の立場から論じるために、それに必要な範囲で、憲法学の立場それ自体、ことにその方法論をのべておきたい。

憲法学は社会科学の一分科であるから、憲法学の方法は、基本的には、社会科学の方法と同一である。ただし、憲法学は、その課題と対象の特殊性によって、それに特殊な方法をもつ。憲法学の方法は、第一に、憲法という社会現象を論理的に全体としての社会現象のなかに位置づけるものでなくてはならない。全体としての社会現象の論理構造については、社会科学の方法として、とくに、下部構造と上部構造、上部構造の構造、および国家と法の一般理論が必要である。^(三) 憲法現象そのものの存在形態については、憲法意識・憲法規範・憲法制度・憲法関係の結合とみる見解^(三)に学ぶところが多い。日本の近代化を研究する憲法学の方法は、このように憲法現象としての日本の近代化を全体としての社会現象のなかで論理的に位置づけるととも、憲法現象の存在形態の各構成要素とその結合のしかたにまでたちいるものでなければならない。^(四)

第二に、憲法現象は世界史的ひろがりをもつ歴史的な発展法則に服するものであるから、憲法学の方法は憲法現象を歴史的範疇として設定された全体としての社会現象のなかに位置づけるものでなければならない（下部構造と上部構造、国家と法の発展段階論）。ことに、近代以後の憲法は、第一には、封建制から資本制への移行と民族国家の成立にともなつて形成され、第二には、世界史が資本制から社会主義へ移行する過程で展開するから、憲法現象の歴史的考察は、この二つの軸によって位置づけられる。憲法現象そのものの歴史的内容を分析するには、すくなくとも、国家権力の担い手、権力行使の方式、および人権ことに私的所有権の保障形態の三点について、その特徴をあげなければならない。^(五)この三点の内容は、とくに、革命（独立を含む）またはそれに準じるもの（例・クーデタ）によってきまる。

（一） 憲法学の立場は、その目的・対象および方法の三構成要素の結びつきによってきまるといっていいと思う。（1）憲法学の対象。憲法は社会現象のひとつであるから、憲法学は社会現象としての憲法現象を対象とする。ここでいう社会現象としての憲法現象というのは、憲法意識・憲法規範・憲法制度・憲法関係とそれらの結びつきかた||運動のしかたばかりでなく、憲法現象に関連ある社会現象、たとえば経済・政治・社会・思想および歴史等を憲法との関連においてとらえることをも含んでいると考える。（2）憲法学の目的。憲法学は社会現象としての憲法現象を対象とする社会科学の一分科である。社会科学は社会現象の歴史的論理的構造を法則的に解明し、将来の展望を示すことを目的とする。憲法学も社会現象としての憲法現象の歴史的論理的構造を法則的に解明し、将来の展望を示すことを目的とする。（参照、鈴木安蔵・憲法学原論、一九五六、七、一〇、一一―二頁、黒田了一、比較憲法論序説、一九六四、一九頁）。

（二） この点で、原理的観点を与えているのは、「唯物史観の公式」といわれる、マルクス、経済学批判・序文、一八五九、（日本訳・岸波文庫・一三一―四頁）および上部構造と下部構造との相互規定性を明らかにしたエンゲルス、J・ブロッホへの手

紙・一八九〇年九月二一日—二二日、フオイエルバッハ論、一八八八、（日本訳・国民文庫・八七—八頁）である。

（三） 長谷川正安、憲法学の方法、一九五七、七—六三頁。なお、参照、影山日出弥・法の範疇的構造——ケリモフの所説をめぐって——愛知大学国際問題研究所紀要、一九六〇・一二、第三〇号。

（四） 憲法学の方法で、さいきん、きわめて注目すべき提言がなされている。小林直樹教授と渡辺洋三教授のそれである。小林直樹教授の憲法学方法論については、その著書「日本における憲法動態の分析」の社会学的研究方法論の批判的紹介を、法学セミナー・六四・四、一三六—七頁||セミナー・ライブラリーによせたことがある（ただし、イニシアルで（け）の署名のみ）。「動態分析」の方法論の特色は、（一）多元的経験主義と価値相対主義に立っていること、（二）憲法現象を社会学的に分析する方法論的モデルを適用したことに要約できる。第一点については、「発展への志向」はあるが「変革への志向」がでてこないこと、第二点については、マルクス主義の観点に立たないため分析の成果があいまいであると指摘した。わたくしのこの指摘に、小林教授は、つづいて出版された「日本国憲法の問題状況」のあとがきで回答を寄せられた。とくに、現代の新しい現象にみあう方法を求めるため「開いた」態度をとるべきであるといわれる点は基本的には賛成である。が、階級闘争の歴史推進性を肯定しないでマルクス主義を摂取しようとされる点には問題があると思う。なお、「問題状況」については、著者の社会学者としての姿勢にまで立ちいったレヴューが寄せられている（針生誠吉・法律時報・六四・八、一〇〇—二頁）。

つぎに、渡辺洋三教授が現代憲法現象の論理的構造分析の道具として、いわゆる三つの憲法（法源としての憲法、イデオロギーとしての憲法、制度としての憲法）を設定し、その相互の矛盾関係をみることによって憲法の現実を明らかにしようとした、その意図には全く賛成である。けれども方法論については、（一）規範が脱落していること、（二）「法源としての憲法」も「制度としての憲法」ともにイデオロギーである、という傾聴すべき批判がなされている（一）については、田畑忍・い

わゆる「三つの意味の憲法」の問題点、同志社法学六四年八四号、二〇―三二頁。黒田了一、比較憲法論序説、六四年、四八頁。(二)については、小林直樹、憲法解釈の若干の論点、法律時報・六四・九、二五頁。なお、伝統的マルクス主義の立場からの批判として、稲子恒夫、現代資本主義法の若干の基本問題、法律時報・六三・七、四一頁、がある。

(五) 参照・黒田・前掲書・五二頁。

(2) 憲法現象の近代化

以上の立場から、近代以降の憲法の型をわけるとすれば、つぎの二つになる。第一の型は資本主義国家型の権力によって形成される資本主義国家型の憲法である。この型は、前述の基準によって、さらに三つの類型に分けられる。

(a)ブルジョア的自由主義憲法。この憲法は、近代の開幕をつげる反封建のブルジョア革命が成功した国家で形成され、近代自然法思想を指導原理とし、資本主義的生産関係を法的に反映している。憲法典は、(i)人民主権、(ii)議会主義・権力分立制、(iii)人間の自由・平等ことに私的所有権の不可侵を内容としている。^(二)しかし、憲法典上の人民主権は、実質的には、革命の指導勢力であったブルジョアジーの独裁であり、法的自由・平等は、実質的には、ブルジョアジーの自由・平等を意味する抽象的なものであった。したがって、資本主義の矛盾の激化ことに全般的危機に入ってから、非支配階級ことに労働者の権力志向と自由・平等の実質化のための闘争が進み、社会立法を生み出さざるをえないようになっていた。^(三)(b)外見的立憲主義憲法。この憲法は近代にはいつてのち不徹底なブルジョア革命におわった国家で形成されたため、近代自然法思想を指導原理とせず、君主主権原理を残し、ただ支配の便宜上、外見的立憲制をとっているにすぎない。憲法典の内容は、(i)君主主権または「国民」主権、(ii)形式的な権力分立制、(iii)臣民または国

民の自由権・参政権が法律の留保のもとで認められたにすぎない。^(三) しかも現実の憲法関係では、地主とブルジョアと官僚が権力をにぎり、議会主義は特権身分の残存、制限選挙および官僚制によって名目化され、国民の政治的社会的な生活は治安立法とエセ社会立法によって抑圧された。^(四) (c) 社会的改良主義憲法。この憲法は、資本主義の全般的危機の段階に革命または敗戦に当面した国家で資本主義の矛盾を社会的に緩和することによってその永続を図るために形成された。^(五) 憲法典にいう(i) 国民主権が実質的には独占資本勢力の支配であり、(p) 権力分立制が実質的には行政権の優位であり、(n) 国民のより具体的な自由・平等の保障、私的所有権制限と社会権の規定が実質的には治安立法の強化と経済立法・社会立法の反動化によって形骸化する危険が残っている。^(六) こういう資本主義国家型の憲法に対して、憲法の第二の型をなすのは、社会主義的革命によって形成される社会主義国家型の憲法である。これは、前述の基準によって、二つに分けられる。(d) ソビエト国家型の憲法。現代のはじまりをつげるソビエト社会主義革命の過程で形成され、マルクス主義によって指導されたソビエト社会主義国家の憲法である。憲法典の内容は、(i) 国家権力の階級的性質が労働者・農民の社会主義権力（プロレタリア独裁）であることを公然と規定し、(p) 資本主義的権力分立制を否定しソビエト制（民主集中制）をとり、(n) 生産手段の私的所有制を否定して社会経済的内容をもつ基本権と平等の実質的保障をかける。^(七) 一国社会主義革命論のもとで四十余年、ロシア的社会主義建設を進めたソ連は、今日、プロレタリア独裁を必要としなくなったという全人民国家論に基づいて社会主義的民主主義憲法の草案を検討しつつある。^(八) (e) 人民民主主義国家型の憲法。第二次大戦をはさむ反ファシズム闘争を土台として形成されたので、労働者・農民を中心とする人民の民主主義をとり、ソビエト制をとっていない。憲法典は(i) 全国家権力が人民にあること、(p) 一院制や大

統領制をとる権力分立制を維持し、(イ)生産手段の基本的公有化のほかは私的所有制を認め、市民的平等・自由も維持されている。^(九)しかし、この憲法は、経済的政治的変革の進行にともない社会主義(ソビエト)憲法に接近するものが多い。ただし、チェコスロバキア六〇年憲法とユーゴスラビア六三年憲法は独自の道を歩んでいる。^(二〇)

以上のように憲法を類別する立場が正しいとするならば、

(i) 憲法現象の近代化とは、資本主義国家型の憲法の形成・発展・解体である、とわたくしは概念づけることができると思う。憲法現象の近代化は、この意味で、社会主義国家型の憲法の形成・発展・解体と区別される。それは、憲法現象における近代的課題の実現のしかたと度合に応じて、(a)ブルジョア的自由主義型、(b)外見的立憲主義型、(c)社会的改良主義型の三つの型に分けられる。なお、この三つの型のいずれかに属する各国憲法は、さらに、個別的には、相対的に独自の展開コースをとることがある。

(ii) この意味の憲法現象の近代化に対して、これと区別して、社会主義国家型の憲法の形成・展開を、憲法現象の現代化と、わたくしは呼んでおきたい。資本主義国家型の憲法が実現しえない現代の憲法的課題をそれが実現しようとしているからである。憲法現象の現代化は、(d)ソビエト制国家型と、(e)人民民主主義型の二つの型に分けられる。なお、ここでいっている、「憲法の形成」の中には、「憲法の成立を準備する」階級闘争とその指導理論の作用を含めている。^{(二一)(二二)}

以上、日本の近代化の統一的理解のために、憲法学の立場から論じるのに必要な範囲内で、一般的な課題と方法のべたので、つぎに日本の憲法の近代化に進もう。

- (一) アメリカの Agreement of the People, 1649; Instrument of Government, 1653. ヴァージニアの Virginia Bill of Rights, 1776; Declaration of Independence, 1776; Constitution of the United States, 1787. フランスの Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, 1789.
- (二) 黒田・前掲書・六五—八頁。
- (三) 旧プロシヤ諸州の憲法（たとえば、四八年のプロシヤン憲法 Verfassungs-Urkunde für den preussischen Staat von 5. Dezember 1848 など）、プロシヤの憲法 Die Verfassung des Deutschen Reiches, 1871. 旧イタリアのサルジニア憲法、一八四八、大日本帝国憲法・一八八九、帝政ロシア憲法・一九〇六、など。
- (四) 黒田・前掲書・六二—四頁。
- (五) ワイマル憲法 Reichsverfassung von 11. August 1919. チェコスロヴァキア憲法・一九二〇、ユーゴスラヴィア憲法・一九二一、フランス第四共和国憲法 Constitutions de la République Française, 1946. 第五共和国憲法 Constitution de la République Française, 1958. イタリア憲法・一九四七、西独ボン憲法 Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, 1949. など。
- (六) 黒田・前掲書・六九—七六頁。
- (七) ロシア・ソビエト社会主義共和国憲法・一九一八、勤労し搾取されている人民の権利宣言・一九一八、ソビエト社会主義共和国連邦憲法・一九二四（レーニン憲法）、スターリン憲法・一九三六。
- (八) 稲子恒夫・社会主義法の新段階、思想・一九六四・五、一一三—一二三頁、同、ソビエト国家組織の歴史、一九六四、日本評論社。黒田・前掲書は、社会主義型諸憲法を（一）過渡期の憲法と（二）純社会主義憲法に分け、註（七）の憲法のうち、スターリン憲法を除くすべてを、（一）に入れている（七八頁）。

(九) 東欧では、ブルガリア・一九四七、チェコスロヴァキア・一九四八、ハンガリー・一九四九、東ドイツ・一九四九、アルバニア・一九四六、一九五〇、ポーランド・四七、五二、ルーマニア・五二、ユーゴスラビア・四六、など。アジアでは、ヴェトナム人民共和国・一九四六(ホーチミン憲法)、朝鮮民主主義人民共和国・四八(金日成憲法)、中華人民共和国・四九年共同綱領、五四年毛沢東憲法、など。

(一〇) 小林孝輔監修・ユーゴの新憲法・一九六四、日本社会党機関紙局発行。山口房雄・玉城素・松田宏編訳、ユーゴスラビア社会主義、一九六三、合同出版社、参照。

(一一) ラテン・アメリカ、アジア・アラブ、アフリカ諸国の憲法は、憲法典の上からはこの二つの型に分けることも可能であろう。しかし、ここでは憲法典と政治とのひらきがはなはだしく、かつ、特殊な問題(例えば、言語問題、宗教問題、部族問題、貧困と民族的従属問題など)をもっているから、これをまえた二つの型と分けて、第三の型を設定する試みも充分成功するだろう。黒田・前掲書は、これを「後進国・従属国型諸憲法」と名づけて、資本主義型諸憲法および社会主義型諸憲法と区別し、従来研究のおくれていたこれら後進国・従属国型憲法の研究に力をいれている(八八―一一八頁)。

(一二) こんにちは、各国の歴史過程をつつむ世界史の観点からは、この近代の課題の実現したがって近代化と、現代の課題の実現したがって近代化とが、複合的に存在し、矛盾しながら運動している。参照、上原専祿、世界史における現代、現代史講座・別巻、戦後日本の動向、一六九―七二頁、一九五四、創文社。同・現代認識の問題性、岩波講座、現代・I、現代の問題性、一九六四、一五―二〇頁。課題による近代と現代の区別については、参照、古在由重、現代とはなにか、岩波講座・現代・I、五三―五六頁。

(二) 日本の憲法と近代化

今日、いわゆる「日本の近代化論」をふまえたうえで、憲法と近代化の問題を直接論じてすぐれた論文を発表して

いるのは、渡辺洋三教授である。そこで、この注目すべき渡辺教授の見解の意義を紹介し検討することが不可欠であると考ええる。

（１） 渡辺教授の三つの仮説とその問題点。

日本の憲法と近代化についての渡辺教授の見解から、つぎの三つの仮説をとりあげて検討し、問題点を考えておきたいと思う。

(a) 明治憲法Ⅱ前近代的法体系、昭和憲法Ⅱ近代的法体系という仮説について。渡辺教授によれば、日本の近代化の認識・評価の道具概念としてのブルジョア民主主義諸原理とは、私法の中心原理としては私的所有権の自由・契約の自由・法的人権の平等を内容とし、公法の中心原理としては法の支配・法による行政・市民的平等を内容とする。この道具概念でもって明治憲法を認識・評価すると、それは根本的には前近代的法体系である。なぜなら、公法においては絶対主義法原理が支配し、これを運用したのは天皇制国家権力であり、私法においては生産過程の近代化を行わない、いわば流通近代化にすぎず、農業法や家族法の近代化を行わない日本型市民法であったから。つぎに昭和憲法はどう認識・評価されるか。これは近代的法体系を中軸にする。なぜなら、その憲法原理は市民法的原理であるから、という。^(二)

この仮説については、憲法の近代化をどこでおさえてどう評価するかという着眼点と基準の問題がある。しかし、それはともかくとして、重要なのは、第一に、明治憲法を前近代的法体系だという点である。明治憲法制定の評価には、戦前から、これを外見的立憲制すなわち絶対主義天皇制の成立とみる学説があり、戦後は、これを支持する学者^(三)

も多くなっている。^(三) この学説は明治維新によって成立した国家権力の性格を基本的に絶対主義と規定する理論的前提を承認しているのである。しかし、この理論的前提をめぐっては、戦前からいわゆる講座派と労農派の対立があり、最近では、これに加えて、比較史的立場から、絶対主義という理論規定そのものを批判して明治維新はブルジョア革命であり、それによって初期ブルジョア国家の権力が成立し、明治憲法はその総決算であるという見解も出され、これを支持する歴史学の研究も出されつつある。^(六) たしかに、明治権力＝絶対主義説は、井上清教授も自認しているように、^(七) 資本主義が高度に発展したときも絶対主義および天皇制はそのままなのか、もしこれを肯定すれば絶対主義＝過渡期の権力という規定を改めなければならない、否定するならばブルジョア権力への転化があったことを実証しなければならぬという難点を生ずる。わたくしは、明治権力の性格規定の問題を理論的前提にまでさかのぼって再検討したい。これとともに、明治憲法を絶対主義的性格のものにとらえるばあいにも、さらに、制定者の意図、規範内容ばかりでなく、憲法関係を内実とする全体としての憲法現象の形成・発展・解体の過程を実証的に研究したい。そうすれば、日本資本主義の形成・発展・解体の各段階、すなわち本源的蓄積期＝産業革命段階——産業資本主義段階——独占資本主義段階に対応して、天皇主権説——天皇機関説——国体明徴運動、超然内閣制——政党内閣制——軍部内閣制、制限選挙制——普通選挙制——翼賛選挙制、治安警察法——治安維持法——国家総動員法という明治憲法現象の近代化過程の存在があるいは検証されうるかもしれないと考えている。^(九)

第二に、昭和憲法は近代法体系を中軸にするという説には、基本的には賛成である。昭和憲法を前述の資本主義国家型の憲法の型によって位置づければ、象徴天皇制を残す点で(b)外見的立憲主義憲法の名残りをとどめ、社会権規定

を設ける点で(c)社会的改良主義憲法に近づき、非武装平和主義規定をもつ点で世界の憲法史上特異性があるという複合的性格のものである。けれども、国家権力の担い手（国民主権）、権力行使の方式（議會中心主義、議院内閣制、違憲審査制）、人權の保障形態（市民的自由・平等ことに私的所有權の保障）の点で、基本的には、(a)ブルジョア的自由主義憲法の型に属していると思う。昭和憲法について、こんにち、その近代化を論じるならば、なるほど一方では、独占資本主義に適合する限度で象徴天皇制、市民的個人的自由・平等は定着しつつある。^(二二)しかし、他方では、国家独占資本主義に適合しない労働者の階級的權利自由および社会保障制度は基本的に骨抜きにし、議會主義・違憲審査制の機能不全による行政権の肥大が進行し、自衛隊と日米安保条約体制の存在により平和主義と国家主権は侵され続けている。^(二六)占領権力によって憲法誕生まもなくはじめられた憲法改定の試みは、復活した日本帝國主義権力にひきつがれ、今日、一方では権力の違憲な既成事実を合憲と解釈することによる改憲論（解釈改憲論）^(一九)と、他方では国家体制の軍事化、行政的中央集権化、人權ことに労働者権・大衆行動権の制限、義務強化を内容とする明文改憲論との二面作戦形態をとって進められている。これに対し護憲勢力は、平和・民主・人權の立場から、憲法典改定反対、憲法空洞化阻止、平和的民主的憲法条項の完全実施を要求して闘争している。^(二一)昭和憲法の近代化過程は、このような権力による解体への志向と民衆による展開と止揚への志向の力関係によって形成されている。では、つぎの仮説にうつろう。

(b) 「近代化を一般にブルジョア民主主義の諸原理が実現される過程としてつかまえるなら、日本の近代化においては、ブルジョア化と民主化とが分離したことが特色である」という仮説について。^(二二)この仮説は一見きわめてわかりやすく鋭い分析だと感じられる。けれども、二重の意味で疑問が残る。第一に、前述したように、日本の近代化の認

識・評価の基準として「近代化を一般にブルジョア民主主義の諸原理が実現される過程としてつかまえる」という基準を使っているかどうか疑問であるばかりでなく、第二に、ブルジョア民主主義の諸原理がブルジョア化と民主化とに分離するとはどういう意味か疑問である。

第二点については、まず、ブルジョアの側面と民主的側面の内的結びつきかたがはつきりしない。たとえば、つぎのような説明がなされる。「ブルジョア民主主義法原理としての法の支配ないし法治主義は、二つの側面をもっている。すなわち、法が権力を拘束するという側面（法の権力に対する優位）と、権力が法を執行するという側面（法に対する権力の優位）とである。前者は民主主義的側面であり、後者はブルジョア合理主義的側面である。」^(二三)と。このように法の支配（法治主義）をとらえるならば、ここでは民主主義的側面（法の権力に対する優位）とブルジョア合理主義的側面（法に対する権力の優位）とは、いかにして結びつきうるものであろうか。なぜなら、第一の意味では「法とは、市民社会の中から、市民の具体的生活利益に即して自生的に形成されてくる規範の体系であり、権力はそれに拘束されることを義務づけられる」ものである。これに対し第二の意味では「法は、権力の行使の一態様に他ならず、権力と対立するものでなく、むしろ権力の中に包摂される。この場合、法は権力の外にあってこれをしるものでなく、権力の意思を体现するものであり、ただ権力の行使過程を内部から合理的に自己規制するものとしてあらわれる」ものとされる。第一の意味では、法は、市民社会の中から自生的に形成される規範であり、第二の意味では、法は、権力の意思を体现するものである。したがって、市民社会と国家権力の統一性を媒介させないで、このように排他的に異質的な二つの法がブルジョア民主主義法の支配原理のなかで統一的に結びつくことはできないのではなからうか。もと

より、法の支配が前提にする市民社会と国家権力は対立するものである。とすれば、つぎに、ブルジョア民主主義原理である法の支配について、結合しえないでいる「ブルジョア化」それ自体と「民主主義化」それ自体とが、分離してゆくとはどういうことであろうか。たとえば、明治憲法の法治主義について、それはブルジョア民主主義のブルジョアの側面は継承したけれども民主主義の側面は継承しなかったとはどういうことであろうか。近代化＝民主化だという見解を批判しようという渡辺教授の意図に賛成であるだけに、概念の論理的明確化と「具体的な歴史過程の分析」による仮設の実証的研究が必要であると思う。つぎに第三の仮説に進もう。

(c) 日本の近代化は、「国家法に依存する近代化コース」であるという仮説について。渡辺教授は、いう。「日本では、市民社会の内部で、自生的に近代化がすすみ、それが国家法制度のうえで実現されてゆくというプロセスをとらず、逆に、国家法制度のうえで近代的法制度がまず実現され、それが市民社会の中に浸透してゆくという形が一般にみられた。」この国家法に依存する近代化とは、「一方で自生的に生長する多様な近代化のみちをふさぎつつ、他方で、画一的な近代化のみちを権力によって強制し担保するというコースであった。」もちろん、明治憲法と昭和憲法は、その設定した近代化の内容について異なるものをもっているけれども、しかし、その近代化のプロセスについては、同一性ないし類似性がある。^(二五)このような近代化コースは、その特徴として、近代化過程の画一性による一般法から特別法への展開方式を生み、近代化の担い手である権力の支配の安定に奉仕し、将来への発展的展望をもちえず、近代化を担う人間の精神構造・思想構造を主体的に変質させず、制定法万能主義や法物神崇拜と密接に結びつくということをあげる。^(二六)それゆえ、今日の護憲運動についてみれば、「憲法のことばから出発して、民衆の生活をそれにあ

わせようとする上からの法曹改良主義」は、「別な意味で、上から、それなりに民衆の生活の基盤をふまえつつ、着々となされつつある独占資本的改良主義と、それとむすびついた独占資本的憲法秩序の確立に対して立ちむかうことはできない段階に來ているように思われる。」^(三七)「民衆の具体的生活から出發し、その生活利益や要求を、憲法的諸理念に定着し、さらに定着した諸理念を理由づけとし、足がかりとして、いっそう高度な利益や要求を實現させてゆく、その實現の過程で、独占資本の側から定着した憲法的諸理念の矛盾を明らかにし、これを排除してゆく——これが、民衆の憲法秩序の確立ということであろう。」^(三八)と主張している。

この仮設が、一般的に、理論上も実証的にも成立するとすれば、問題はつぎの二点にあると考える。第一に、「国家法に依存する近代化コース」が日本近代史の現實過程であつたとすれば、これに代るコースを誰が何を媒介としてきりひらいてゆくべきかという問題である。今日、具体的には、改憲路線に対する護憲路線の対決のしかたの問題である。これまでの護憲運動の主要な形態が、渡辺教授の指摘するような「憲法のことばから出發して、民衆の生活をそれにあわせようとする上からの法曹改良主義」的傾向をもっていたことは事實だと思ふ。また、このような護憲運動の限界性の指摘は、一定の限度では、正当であると思う。しかし、一方においては、明治以來、「正当性の争いが合法性の争いという形をとってきた」^(三九)という日本的に特殊な土壤の存在と、他方においては、大衆行動の自由・労働権を中心とする政治的社会的民主主義と平和主義を規定する憲法規範の規範性の存在という日本の条件を考慮するならば、これまでの護憲運動を批判して、民衆の生活から自生する正当性意識を土台にして運動を進めようと強調するのは、やはり、一面的な偏向に墮いる危険をもっているのではなからうか。そこで、第二は、將來あるべき護憲運動

のために、近代化という概念を使うことの有効性の問題である。渡辺教授のように「市民法原理のうえに立つ今日の近代憲法の性格・意義・役割などを確定し、人民の側から憲法秩序の確立を具体的に展望する」という近代化のプログラムを考えるとするれば、その近代化概念の有効性は、改憲路線と対決できる有効性によってきまるわけである。が、今日の改憲路線もそちら側の道具概念として同じく近代化という概念を使っている、しかも、優勢である。こういう状態のなかでは、前述のように、独占資本的近代化に対する人民の近代化という概念はどのような有効性をもちうるのだろうか。その近代化概念の内容が資本の法則に対する人民の対抗というものだとするれば、資本の法則の存在を前提とする概念であって、将来を展望する概念としては限界をもっていると思われる。とすれば、資本の法則の否定ないし社会主義化を意味する概念を現代化と呼んで、この現代化概念との関連で近代化概念を再構成する必要があるように思うのである。

(一) 憲法原理は、前述のとおり、国家権力の担い手、権力行使の方式、人權の保障形態の三点から、たとえば、ブルジョア的自由主義憲法では、人民主権、権力分立制、市民的自由の保障であるところから正しと思う。

(二) 鈴木安蔵、憲法の歴史的研究、一九三四、叢文閣、八〇―七頁。（初版は一九三三年・大畑書店という）。同、日本憲法史・法学理論篇37、一九五〇、四一―五三、四七頁。

(三) 星野安三郎、憲法要義（共著）、一九五三、九―二四頁。長谷川正安・憲法学の方法、一九五七、九一頁。同、昭和憲法史、一九六一、三頁。小林直樹、憲法講義・I、一九六〇、五三頁。

(四) 社会経済労働研究所編、民主革命論争史、一九四七、伊藤書店、同、日本資本主義論争史、四七、伊藤書店、などにくわしく紹介されている。

(五) 上山春平、歴史分析の方法、一九六二、一一―六八頁、一五頁。なお、これ以前に、明治維新がブルジョア革命であることを論証しようとしたのは、梶西光速、加藤俊彦、大島清、大内力、日本資本主義の成立(東大新書22)一九五五、東大出版会であった。

(六) 永井秀夫・明治憲法の制定、岩波講座・日本歴史・近代3、一九六二、一八七―二二四、一九〇、二二二頁。

(七) 井上清、明治政權とは何か、現代のエスプリ・第三号、一五八頁、歴史学研究会編、明治維新史研究講座・第四卷、所収、平凡社。

(八) 稲田正次、明治憲法成立史、上巻・一九六〇、下巻・六二はぼう大な資料を集成している。

(九) 鈴木安蔵、法律史(日本現代史大系)、一九六〇。中村吉三郎、明治法制史、第一輯・一九五五、第二輯・六一年。講座日本近代法発達史、一一―一〇巻、一九五八―六一、参照。

(一〇) 星野安三郎、平和的生存権序論、小林孝輔・星野編、日本国憲法史考・所収、一九六二、三一―二五、一五頁。小林直樹、日本における憲法動態の分析、一九六三、二七、三三四頁参照。

(一一) 小林直樹・前掲書、第四章象徴天皇制の国民意識。星野安三郎、国民の憲法意識と憲法改正の動向、日本法社会学会編・憲法意識の定着、一九六三、一〇―四八頁参照。

(一二) 小林直樹、日本国憲法の問題状況、一九六四、第Ⅱ部・基本権の日本的展開、参照。

(一三) 野村平爾、日本労働法の形成過程と理論、一九五七、とくに補論・日本労働法の形成と解体。沼田稻次郎、日本労働法論・上巻、一九六〇、参照。

(一四) 小川政亮、社会保障の権利定着化の問題、日本法社会学会編・憲法意識の定着、七一―一一三頁、参照。

(一五) 有倉遼吉、公法における理念と現実、一九五九、多磨書店、ことに、一 憲法の崩壊過程、参照。

- （一六） 長谷川・宮内・渡辺編、安保体制と法、一九六二、とくに、長谷川正安、安保体制と憲法、参照。
- （一七） 星野安三郎、憲法改正問題の発展とその政治的意図、一九五六、政治学研究叢書⑥憲法改正の基本問題、二一―一二二頁。有倉遼吉、「調査」の学問的意義と政治的意義、鈴木還暦記念・憲法調査会総批判、一九六四、所収、参照。
- （一八） 高内俊一、現代日本資本主義論争、一九六一、など参照。
- （一九） 憲法調査会報告書、一九六四、附属文書第一号、五六七―六七七頁。高柳賢三、憲法に関する逐条意見書、自由・一九六三、九および一〇、など参照。
- （二〇） 憲法調査会報告書、前掲書、四五六―九〇頁。八木秀次・高田元三郎・他、憲法改正の方向（時事新書）、一九六三、参照。
- （二一） 長谷川正安、憲法擁護の理論と運動、法律時報臨時増刊・改憲問題の焦点、一九六三・一一、一一〇―一二三頁。小此木真三郎・鈴木正四、憲法擁護と政党、角田豊、憲法擁護をめぐる民主団体・労働組合の状況、ともに、前掲書、鈴木還暦記念論文集、所収、参照。
- （二二） 渡辺、日本社会の近代化、思想・一九六三・一一、一二六頁。
- （二三） 渡辺、前掲、一二七頁。
- （二四） 渡辺、前掲、一二五頁。
- （二五） 渡辺、前掲、一二二頁。
- （二六） 渡辺、前掲、一二二頁。
- （二七） 渡辺、憲法と現代法学、二六二頁、同、護憲運動の理論的反省、鈴木還暦記念論文集、所収、三五―一四頁。
- （二八） 渡辺、前掲Ⅱ護憲運動の理論的反省。

(二九) 渡辺、日本社会の近代化、思想、一九六三・一一、一二五頁。

(三〇) 渡辺、憲法と現代法学、二八三頁。

(2) 私見Ⅱ日本の憲法近代化の歴史性・価値性・相対性

(a) 一般に、憲法現象の近代化は、歴史的観点からみれば、資本主義国家の憲法の形成・発展・解体であり、近代憲法は、(a)ブルジョアの自由主義憲法、(b)外見的立憲主義憲法、(c)社会的改良主義憲法に分けられる。とするならば、明治憲法は、基本的には、(b)型のもので形成され、日本資本主義の発展に応じて発展し、国家独占資本主義と敗戦によって解体した。これに対して昭和憲法は、基本的には、(a)型のもので形成され、一定の意味で日本資本主義の再編と発展に応じて展開したが、基本的には米帝国主義権力の要求と、のちには日本帝国主義権力の要求とに合わない部分は展開されず、これに抵抗する力との対抗関係によって解体過程が進んでいる。

(b) 一般に、憲法現象の近代化は、価値的観点からみれば、封建的生産関係・政治形態・イデオロギーを解体させる限りでは進歩的価値をもっているが、資本主義的貧困と疎外、植民地主義・帝国主義戦争を肯定する限り反価値的限界をもっている。とするならば、明治憲法は、封建的領有制・幕藩政治体制・儒教道德等を解体させた限りでは進歩的価値をもったが、天皇主権主義、官僚制と身分議会・家父長的家族制度を温存し、植民地主義と帝国主義戦争を肯定し、労働者・農民の社会主義的運動の抑圧を許した限り価値的限界をもっていた。これに対して昭和憲法は、一部に象徴天皇制を残す不徹底さをもったけれども、労働者権、大衆行動の自由を保障し、議会中心主義を定め、地方自治を拡大し、ことに平和主義をとったところに進歩的価値性をもった。が、現実の憲法関係では、権力の憲法運用に

よって、これらのうち国家独占資本主義に不適合なものは名目化されている。また、憲法規範から幻想的な、社会権・社会国家の憲法意識を導き出すことによって社会主義革命をそらそうとする危険性をも内包している。

(c) 一般に、憲法現象における資本主義的貧困と疎外からの解放・植民地主義からの解放および帝国主義戦争の阻止という課題を解決するのは、資本主義型の憲法の下ではきわめて困難であらう。この課題を基本的に解決しうるのが社会主義革命によって形成される社会主義国家型の憲法下においてだとするならば、憲法現象の近代化とは憲法現象の現代化によって歴史的にも価値的にも交代または止揚されることを必然的に前提されている相対的な概念である。このような立場に立つならば、明治憲法はおかれて出発した日本資本主義の形成・発展という近代の課題を徹底底な形でしか解決せず、解体した。が、昭和憲法もまた、すでに解体段階にある日本資本主義の矛盾のために、平和主義と民主主義条項を形骸に化している。したがって、この平和・独立・民主・社会進歩の課題を実現するためには、憲法の平和的民主的条項を完全に実施する権力を確立するとともに、この資本主義憲法を止揚して社会主義国家型の憲法をつくるという二重の課題を内在的に結合した憲法闘争が必要とされるのではなからうか。